

毎月15日までの会費納入に、
ご協力をお願いします。

会計 山崎 孝亀

春日井民商だより

春日井民主商工会発行

TEL 0568-81-1482

FAX 0568-81-9756

<http://kasugaiminsyo.st1.jp>



新型コロナ 共済会から見舞金が出ます

新型コロナ関連の見舞金

新型コロナに感染した場合

⇒ **入院見舞金** (1日 3,000円)

※保健所の発行する証明書の添付が必要です。

「濃厚接触者」になった場合

⇒ **安静加療見舞金**

(1年に1回 5,000円)

共済加入者は助成があります！
一昨年以來、春日井民商内でも会員やその家族で新型コロナウイルスに感染する人が増えてきています。共済会では、新型コロナウイルス対応の見舞金があります。申請が済んでいない人は申請しましょう。
入院だけでなく自宅療養も入院見舞金の対象になります。保健所が発行する「自宅療養証明書」等を添付すれば、自宅療養期間も入院したものとみなします。

また、通常の入院見舞金は、共済会

加入後6ヶ月間は免責期間となり請求の対象になりませんが、新型コロナウイルスによる共済金請求は対象になります。
「濃厚接触者」になった場合も共済金の申請対象になります
また、家族等が新型コロナウイルスに感染し、「濃厚接触者」と判断された場合、安静加療見舞金の対象となります。詳しくはお近くの役員または事務所にお尋ねください。
この機会に共済会に加入しましょう
民商共済会は、会員と配偶者なら何歳でも加入できます。また、家族と従業員も加入できますので、民商共済会への加入がまだの方は、ぜひ加入しましょう。

拡大リレーはじまる！

組織拡大にご協力をお願いします



愛商連では、全商連総会・愛商連総会・民商総会を前進の中で迎えるために、4～5月にかけて県内の各民商で「拡大リレー」に取り組んでいます。

春日井民商の当番日は4月15日(金)、5月16日(月)で、会員・読者・共済・婦人・青年のどれでも拡大をすれば1ポイントになります。春日井民商は3ポイントでタスキを渡せますが、三役は10ポイントを超える拡大をしてバトンを渡そうと訴えています。

ご協力よろしくをお願いします。

雇用調整助成金で従業員の生活まもろう

特例措置 6月末まで延長

「従業員がコロナに感染し休ませたが給料が減るので従業員の生活を守る方法がないか」といった問い合わせが増えています。そんな時は雇用調整助成金を活用しましょう。雇用調整助成金は、事業主が労働者に休業手当を支払った場合にその一部を助成する制度です。

厚生労働省は雇用調整助成金の特例措置を6月末まで延長しました。最近1ヶ月の売上高が前年同月比5%以上減少していれば申請可能です。手続きも簡略化されたので、比較的楽に申請できます(労働保険に加入していることが前提です)。

また、コロナ感染による休業は労災や健康保険の傷病手当金の対象にもなりますので、詳しくは民商事務所までお問合せください。(担当:原)